

選択的夫婦別姓制度等に係る議論の
推進を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
法 務 大 臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

国の法制審議会において、女性の地位向上等を背景に婚姻制度等の見直し審議が行われ、平成8年2月に「民法の一部を改正する法律案要綱」が答申された。その中で、夫婦が同姓、別姓を選べるいわゆる選択的夫婦別姓制度の導入が提言された。

また、平成30年2月に内閣府が公表した「家族の法制に関する世論調査」結果によると、選択的夫婦別姓制度等については、国民の間に様々な意見が存在していることが明らかとなった。加えて、国連の女子差別撤廃委員会は、「女性が婚姻前の姓を保持できるよう夫婦の氏を選択に関する法規定を改正すること」を日本へ勧告しているところである。

このような中、平成27年12月に最高裁判所大法廷は、夫婦の氏に関する制度の在り方は、「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならないというべきである」と判示し、政府は、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進めると表明しているものの、現状では議論が進んでいるとは言い難い状況である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、夫婦の氏については世論の動向や国際情勢等を踏まえ、選択的夫婦別姓制度等に係る議論を推進するよう強く要請する。